明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

15　アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

16　モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

17　フランスは、条約第十九条3の規定の適用を妨げることなく、物品を包有する郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。

18　キューバは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、珠玉、貴金属、宝石その他の貴重品又は各種の書類若しくは物品を包有する通常郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けず、取り扱わず、送達せず、又は配達しない権利を留保し、また、このような郵便物の盗取、亡失又は損傷の場合の責任を認めない。同国は、通常郵便物が自国に輸入される物品を包有し、かつ、関税の対象となる場合において、その物品の価値が自国の規則に適合していないときは、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。

第九条　小包郵便に関する禁制

1　ミャンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、条約第十九条6.1.3.1に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。

2　レバノン及びスーダンは、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した若しくは加工していない白金、金若しくは銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包又は液体若しくは液化しやすい物、ガラス製品若しくはこれと同様の物品若しくは壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、条約の施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3　ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4　ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5　サウジアラビアは、条約第十九条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する処方箋が添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6　オマーンは、条約第十九条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1　権限のある当局が発行する処方箋が添付されていない各種の薬品

6.2　消火のための製品及び液状の化学物質

6.3　イスラム教の原理に反する物品

7　イラン・イスラム共和国は、条約第十九条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

8　フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した若しくは加工していない白金、金若しくは銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包又は液体若しくは液化しやすい物、ガラス製品若しくはこれと同様の物品若しくは壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。

9　オーストラリアは、地金又は銀行券を包有する郵便物を引き受けない。

10　中華人民共和国は、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）は、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。

11　モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。

12　ラトビアは、硬貨、銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

13　モルドバ、ウズベキスタン、ロシア連邦及びウクライナは、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14　アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

15　キューバは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、珠玉、貴金属、宝石その他の貴重品又は各種の書類若しくは物品を包有する郵便小包が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便小包を引き受けず、取り扱わず、送達せず、又は配達しない権利を留保し、また、このような郵便小包の盗取、亡失又は損傷の場合の責任を認めない。同国は、郵便小包が自国に輸入される物品を包有し、かつ、関税の対象となる場合において、その物品の価値が自国の規則に適合していないときは、当該郵便小包を引き受けない権利を留保する。

第十条　関税を課される物品

1　バングラデシュ及びエルサルバドルは、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。

2　アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラ・ボリバル共和国は、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。

3　ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアは、条約第十九条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。

4　1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十一条　通関料

1　ガボンは、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

2　オーストラリア、ブラジル、カナダ、キプロス及びロシア連邦は、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関検査に付する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

3　アゼルバイジャン、ギリシャ、パキスタン及びトルコは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関当局に提示する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

4　コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。